

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人きづき会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席、その他法人及び施設の運営に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 2 理事長・副理事長には、前項の会議等への出席のほか、専決事項の執行等日常の職務執行の対価として月額報酬を支給する。
 - 3 監事には、第1項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
 - 4 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において場合は、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬の額の決定)

- 第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 2 全理事の報酬総額は、年間3,500万円以内とする。
 - 3 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
 - 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。
 - 5 役員等の退職金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、別表第1及び別表第2に定める支給日に支払う。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったとき及び退職金は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(退職金の不支給)

第7条 退任が懲戒解雇に相当する事由による場合は退職金を支給しない。

(費用)

第8条 役員等に支払う旅費は、法人職員旅費規程に定めた額とする。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年3月29日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和元年6月20日(評議員会の議決日)から施行し、令和元年6月20日から適用する。

附 則

この規程は令和7年6月27日から施行する。

附 則

この規程は令和8年6月19日から施行する。

別表第1 役員等の報酬の額及び報酬の支給日（第4条第4項、第5条関係）

役職名	報酬の額	支給日
評議員	会議等への出席の都度： 1人一律6,500円	職務執行の当日
理事長	年額が前年度の事業収入の1%を超えない範囲で、評議員会の決議によって定める額	左記の金額を、毎月25日、6月15日及び12月5日（休日に当たるときは、その直前の休日でない日）に分割払い
	理事会、評議員会の出席の都度： 一律6,500円	職務執行の当日
副理事長	年額が前年度の事業収入の0.5%を超えない範囲で、評議員会の決議によって定める額	左記の金額を、毎月25日、6月15日及び12月5日（休日に当たるときは、その直前の休日でない日）に分割払い
	理事会、評議員会の出席の都度： 一律6,500円	職務執行の当日
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）	
非常勤役員 （理事長、副理事長を除く）	会議等への出席の都度： 1人一律6,500円 監査の都度： 1人一律13,000円	職務執行の当日

別表第2 役員等の退職金の額及び退職金の支給日（第4条第5項、第5条関係）

	在任期間	支給金額	支給日
役員等 （理事長を除く）	1年間	20,000円	退任の日から 30日以内
	2年間	40,000円	
	3年間	60,000円	
	4年間	80,000円	
	5年間	100,000円	
	6年間	120,000円	
	7年間	140,000円	
	8年間	160,000円	
	9年間	180,000円	
	10年間	200,000円	
	…（以降1年間毎に20,000円の増額）		
	20年間以上	400,000円	
理事長	退任前1年間の平均報酬月額 × 在任年数 × 1.5		